

赤字：改定箇所

資料 2 - 1

島根沿岸海岸保全基本計画 (改定)

平成 29 年 3 月

島 根 県

目 次（改定計画）

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1編 | 海岸の保全に関する基本的な事項..... | 1 |
| 第1章 | 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 第2章 | 海岸の現況及び保全の方向に関する事項..... | 3 |
| 2-1 | 海岸の概要..... | 3 |
| 2-2 | 海岸事業の経緯..... | 7 |
| 第3章 | 沿岸の長期的な在り方..... | 11 |
| 3-1 | 防護面からの基本方針..... | 11 |
| 3-2 | 環境面からの基本方針..... | 19 |
| 3-3 | 利用面からの基本方針..... | 23 |
| 3-4 | ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針..... | 25 |
| 第2編 | 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項..... | 35 |
| 第1章 | 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項..... | 35 |
| 1-1 | 海岸保全施設を整備しようとする区域..... | 36 |
| 1-2 | 海岸保全施設の種類、規模及び配置..... | 36 |
| 1-3 | 対象海岸の整備の方向性と配慮事項..... | 39 |
| 第2章 | 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項..... | 42 |
| 2-1 | 海岸保全施設の存する区域..... | 42 |
| 2-2 | 海岸保全施設の種類、規模及び配置..... | 43 |
| 2-3 | 維持又は修繕の方法..... | 43 |
| 第3章 | 地区毎の海岸保全施設の整備方針..... | 44 |
| 3-1 | 一覧表..... | 44 |
| 3-2 | 添付図..... | 47 |
| 第3編 | その他重要事項、留意事項..... | 49 |
| 第1章 | その他重要事項..... | 49 |
| 1-1 | 広域的・総合的な視点からの取組の推進..... | 49 |
| 1-2 | 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発..... | 50 |
| 第2章 | 今後の取り組みにおける留意事項..... | 51 |
| 2-1 | 関連計画との整合性の確保..... | 51 |
| 2-2 | 関係行政機関との連携調整..... | 51 |
| 2-3 | 地域住民の参画と情報公開..... | 51 |
| 2-4 | 計画の見直し..... | 51 |

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

第1章 計画の策定にあたって

海岸保全基本計画は、対象海岸のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針に基づいて、各都道府県が策定する海岸保全に関する基本的な計画である。（本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする。）

平成12年4月に施行された改正海岸法により、防護、環境及び利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められてきた。さらに、平成26年6月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示された。

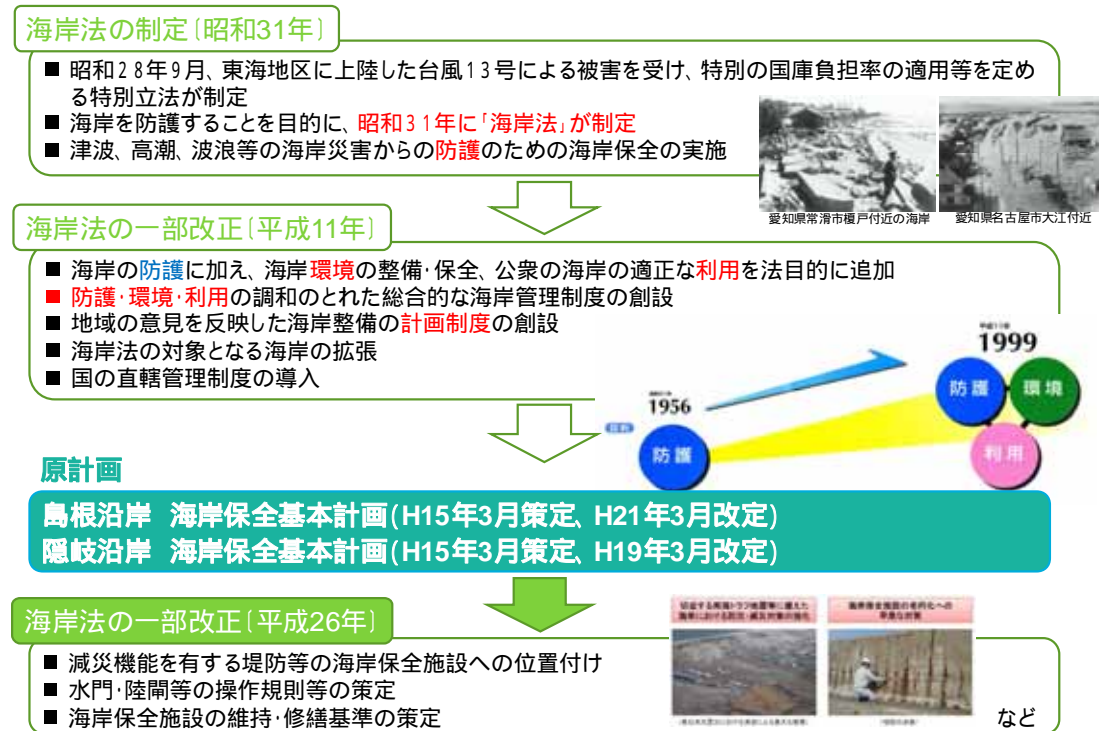


図 海岸法の制定・改正の経緯

島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の2つの沿岸がある。

本計画は、島根沿岸についての海岸保全基本計画を策定するものである。



島根県の概要

島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約 200 km と細長く、海上 40 km ~ 80 km 沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。

総面積は約 6,707 km²（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は 18 位であるが、約 79% が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。

人口は平成 22 年の国勢調査で約 72 万人であり、昭和 60 年国勢調査を境に減少している。年齢階級別には、65 歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率としては全国第 2 位である。

産業別就業者の割合は、第 3 次産業が最も大きく（67.4%）、次いで第 2 次産業（24.0%）、第 1 次産業（8.6%）となっている。第 1 次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（4.2%）に比べ、第 1 次産業の割合が大きく、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が小さくなっている。

第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

2-1 海岸の概要

島根沿岸は、鳥取県境から山口県境に至る海岸線延長約 **562** kmで日本海に面した風光明媚な海岸である。

このうち、島根半島の海岸線は、一部砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。一方、出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス式海岸で形成されており、出雲市西部、江津市から浜田市及び益田市に大規模な砂浜海岸が存在する。

島根半島の一部には大山隠岐国立公園が、また浜田市には浜田海岸県立自然公園があり、優れた景観地を有する。

島根半島には、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多く、沿岸中央部から西部にかけての海岸では、砂浜海岸を利用した海水浴場や、背後の丘陵地に工場や事業所の集積がみられる。

洗濯岩（松江市）

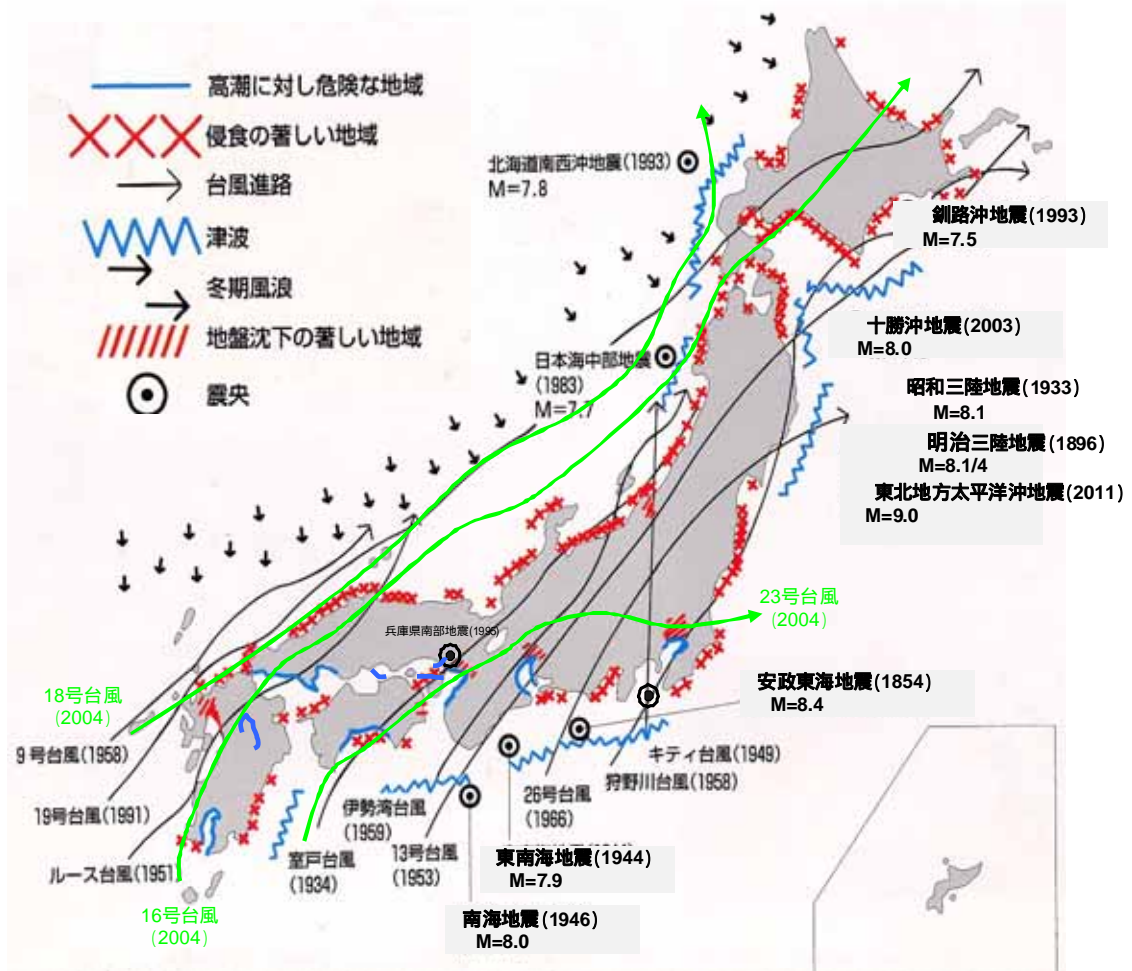


和木波子海岸（江津市）



写真 島根沿岸の特徴的な景観

全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高波による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。



出典) 国土交通省他：海岸行政の最近の動向、H27

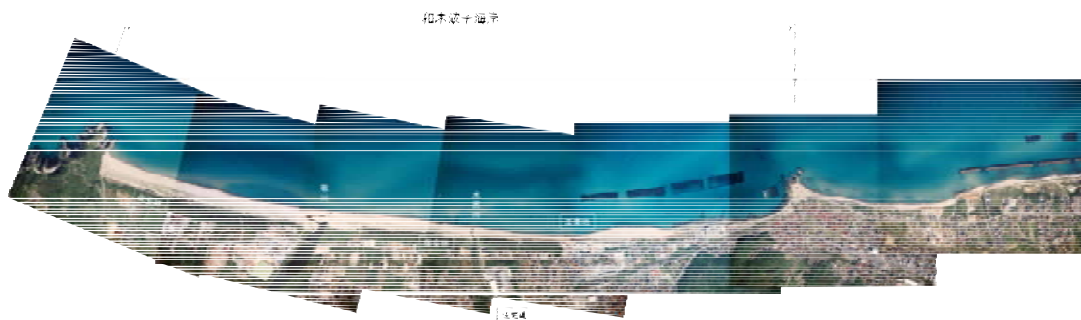
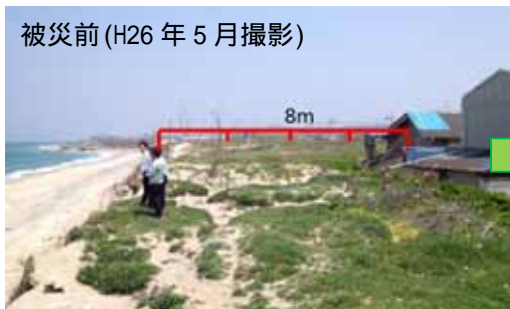


写真 近年の海岸侵食・施設被害の事例
和木波子海岸（江津市）

持石海岸（益田市）



写真 近年の施設被害の事例

和木海岸（江津市）



中須海岸（益田市）



写真 近年の海岸侵食の事例

2-2 海岸事業の経緯

本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。

島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。

島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画（平成 7 年 8 月）

海岸事業の基本指針

島根沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。

(1) 国土保全

島根沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。

(2) 環境保全

海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地日御碕海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。

(3) 海浜利用

海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。

島根沿岸のうち、高潮対策事業については越波被害の多い島根半島を中心に実施し、侵食対策事業については砂浜海岸の侵食が進む中央部から西部にかけての海岸を中心に実施してきた。また、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。

近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。

| 事業の種類 | 内容 | 事業が完了した海岸 |
|----------|---|---|
| 高潮対策事業 | 高潮や高波（波浪）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。 | 浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市） |
| 侵食対策事業 | 海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。 | 大社漁港海岸（出雲市） 平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 江津港海岸、（江津市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 小浜海岸（益田市） |
| 海岸環境整備事業 | 国土保全および人命財産の防護とあわせて（上記の2つの事業）砂浜や、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境を保全・創出を図る。 | 七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市） |
| 海岸修繕事業 | 定期的な点検によって、発見された海岸施設の破損箇所等の修繕を行う。 | 飯浦漁港海岸（益田市） |
| 海岸災害復旧事業 | 台風や高潮、高波、地震など異常天然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。 | 三隅港海岸（浜田市） |

【高潮対策】浜田漁港海岸（浜田市）



【侵食対策】大社漁港海岸（出雲市）



【侵食対策】浜田港日脚海岸（浜田市）



【侵食対策】小浜海岸（益田市）



写真 海岸整備事業の事例（事業完了：高潮対策、侵食対策）

【環境整備】七類港海岸（松江市）



【環境整備】北浦海岸（松江市）



【環境整備】田儀港海岸（出雲市）



【環境整備】持石海岸（益田市）



【海岸修復】飯浦漁港海岸（益田市）



【海岸災害復旧】三隅港海岸（浜田市）



写真 海岸整備事業の事例（事業完了：その他）

【侵食対策】久手港海岸（大田市）



【侵食対策】和木波子海岸（江津市）



写真 海岸整備事業の事例（事業中）

第3章 沿岸の長期的な在り方

3-1 防護面からの基本方針

3-1-1 防護面の基本方針

(1) 地域を守る安全な海岸の整備

高潮・波浪への対応

日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。背後地の人命・財産等を災害から守るために、**海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策**など、防災機能の向上を図っていくものとする。

なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常個所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。

浜田漁港海岸（浜田市）



小伊津海岸（出雲市）



三隅港海岸（浜田市）



益田港海岸（益田市）



写真 高波による越波被害の事例

木部漁港海岸（益田市）



写真 高潮による浸水被害の事例



写真 越波と対策事例：和木波子海岸（江津市）

海岸侵食への対応

侵食の著しい箇所は、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。その際、河川の上流から海岸までの流砂系一体の総合的な土砂管理対策を推進するため、海岸・河川管理者の連携を強化する。



図 「蘭の長浜土砂管理計画」、平成27年10月策定

地震・津波への対応

住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。特に、緊急時の避難体制、情報管理等、ソフト面における防災体制の整備を、地域住民、行政が一体となって行っていく。また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災体制を充実するよう、地域防災計画等で配慮していく。

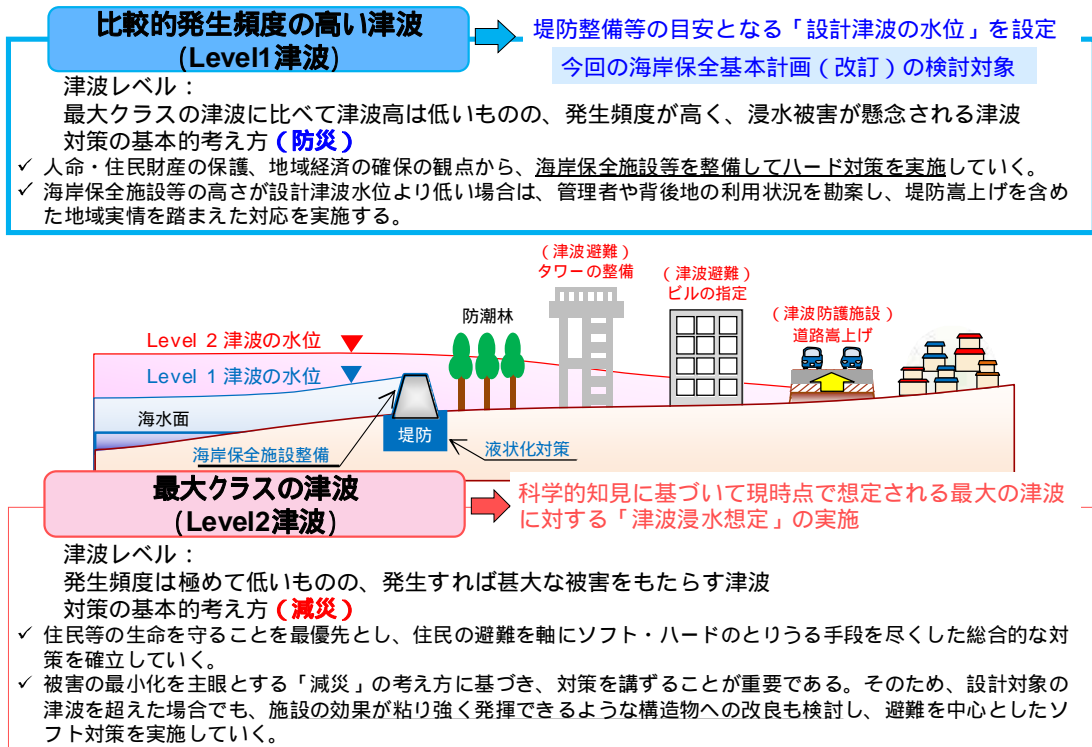


図 2つのレベルの津波に対応した総合的津波対策のイメージ

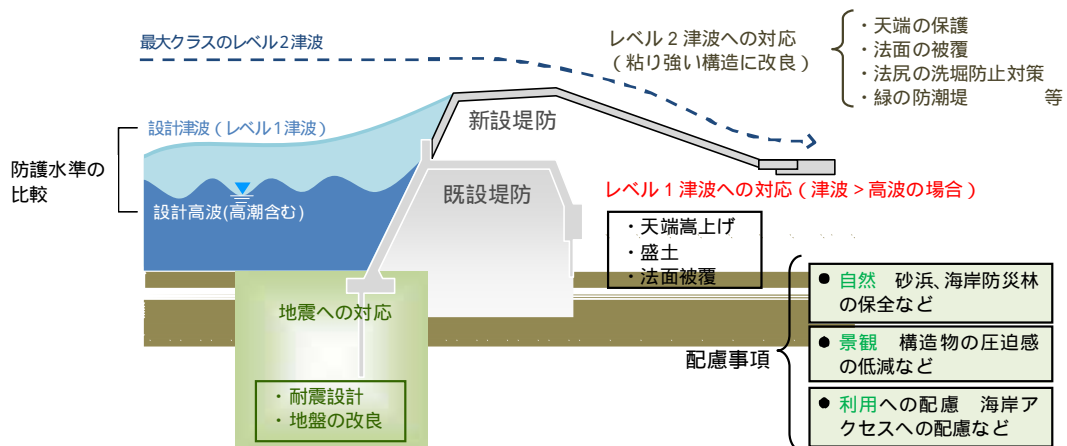


図 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ

施設の整備にあたっての留意事項

背後地の状況を考慮しつつ、高波・津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築

水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。

- A) 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上
- B) H27年度に策定した「水門等の操作規則」に基づく平常時の訓練

面的防護方針による環境・景観・利用への配慮

島根半島については、豊かな自然環境や景観を有し、大山隠岐国立公園に指定されている地区もある。また、ポケット的に存在する砂浜の多くは海水浴場として利用されている。県中央部から西部にかけては、砂浜海岸が多数存在し、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。よって、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式¹を採用するほか、人工岩、人工リーフ²、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。

また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。

- 1 護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能を複合させることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また海岸とのふれあいの場を増進することもできる。（右図参照）
- 2 人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場ともなる。水没しているため景観を損なうことがない。

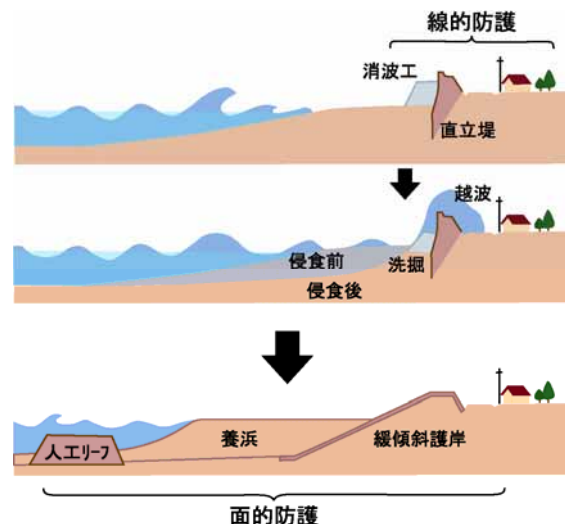


図- 1.1 面的防護方式

3-1-2 防護面の目標

(1) 防護すべき地域の設定

防護すべき地域は、海岸保全施設を**新設**または改良しない場合に、防護水準として設定した**高波・津波**等による浸水や、現在進行中の**砂浜**侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

(2) 防護水準の設定

高波（高潮含む）

過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮したものを防護水準とする。

津波

発生頻度の高いL1津波が沿岸に到達した際の設計津波水位を防護水準とする。

侵食

基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを防護水準とする。

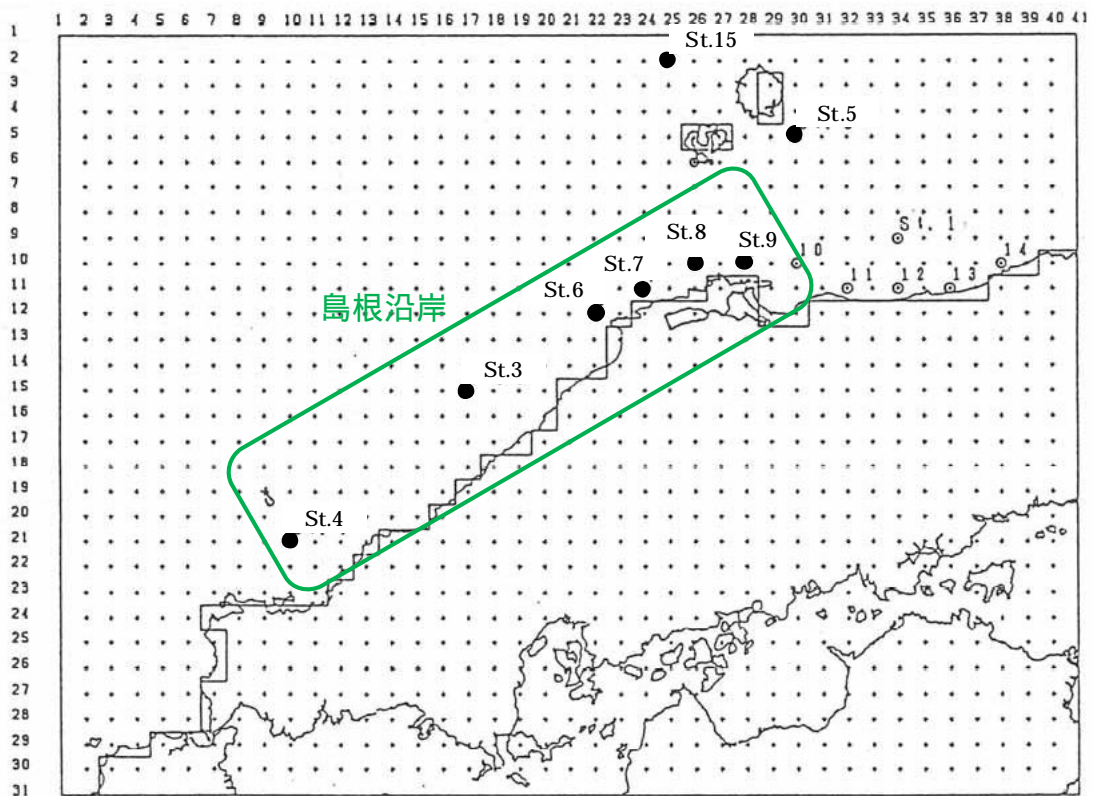
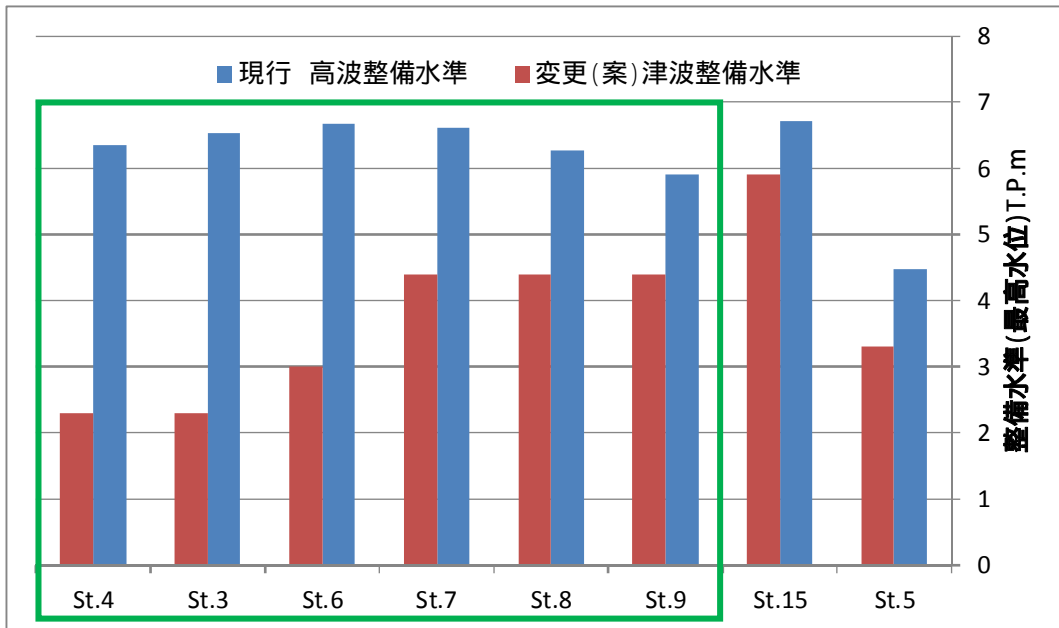
越波の様子（益田市）



侵食の様子（益田市）



新たに算定した「津波整備水準（設計津波水位）」、現況施設の設計外力である「高波整備水準」を比較すると、県全体の傾向として「津波<高波」となったことから、高波および海岸侵食に対する対策を優先的に推進していく。現況施設高が津波整備水準（設計津波水位）より低い海岸も一部存在するため、地域の実情を踏まえて高波・海岸侵食対策を中心とした海岸整備を進めて行く必要がある。



高波整備水準: 海岸の設計波高・周期¹に対し、技術基準²に従って算出した波の打ち上げ高さ

津波整備水準: (比較地点が位置する) 海岸線の設計津波水位の最大値

1) 日本海(山陰沿岸) 沖波調査報告書、H4年3月

2) 海岸保全施設の技術上の基準・同解説、H16年6月

図 高波整備水準と津波整備水準の比較

下表に示すとおり、島根沿岸は全 146 海岸のうち、設計津波水位よりも既設施設高が 1m 以上低い海岸が約 2%存在する。施設高が設計津波水位より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げが必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。

表（参考） 設計津波水位に対し、既設施設高が 1m 以上低い海岸の割合

| | 海岸数 | 全海岸に占める 該当海岸の割合 |
|----------|-----|--------------------|
| 島根沿岸 | 146 | 2.1% |
| 隠岐沿岸（島後） | 38 | 13.2% |
| 隠岐沿岸（島前） | 39 | 20.5% |

3-2 環境面からの基本方針

(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全

海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。

当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。

一方、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において**絶滅危惧種 類**とされているハヤブサが生息している他、笠浦ハマビワ群落、出雲海岸砂丘植生、仁摩海岸クロマツ林、浅利黒松海岸砂丘植生、三隅海岸クロマツ林、飯ノ浦海岸植生など多くの特定植物群落が分布している。また、浜田市の三隅海岸では自然環境保全地域が指定されている他、大田市の琴ヶ浜海岸は日本でも屈指の鳴り砂海岸として知られている。

こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。

絶滅危惧種 類：ハヤブサ



写真 絶滅危惧種

琴ヶ浜海岸（大田市）



写真 日本屈指の鳴り砂海岸

(2) 優れた海岸景観の保全

海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。

当沿岸では、島根半島の一部に大山隠岐国立公園が、また浜田市に浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見畳ヶ浦といった景勝地が存在する。

こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観の保全に配慮する。



写真 島根沿岸の景勝地

(3) 環境保全への適切な対応

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。島根県では、「海岸漂着物処理推進法」の策定を契機とした「島根県海岸漂着物対策推進計画」を平成 25 年 3 月に策定し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。

(4) 保全活動の支援

自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を平成22年3月に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。

平成24年時点では、県全体で22の海岸愛護団体が登録・活動しており、構成人数は15,000人を超えている。

ハートフルしまね
ハートフルしまね

あなたも参加しませんか?

「ハートフルしまね」とは…
島根県公共土木施設愛護活動支援制度
島根県が管理する道路・河川・海岸・都市公園・砂防の各施設におけるボランティア(美化・清掃・草刈)活動を支援する制度です。

安心だね!
万一に備えて…〔保険制度〕
ボランティア活動にともなって住民の方本人がケガをされた場合や、第三者に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。これにより、安心してボランティア活動に取り組むことができます。

助かるな
サポートします…〔交付金助成制度〕
道路の草刈活動は年間100㎡あたり1,500円×面積×回数(年2回まで)、河川等の草刈活動は1人1時間あたり200円(年2回まで)の交付金を助成します。また美化・草刈活動に必要な材料費として、年間1万円以内の実費を助成します。※材料費…ごみ袋、軍手、植物の苗や肥料や替刃代など

頑張ろう!
継続は力なり!…〔知事表彰〕
毎年7月(河川・海岸愛護月間期間中)または8月(道路愛護月間期間中)に、道路・公園部門、河川・砂防部門、海岸・港湾部門において、それぞれ愛護活動に貢献された個人または団体の皆さまを表彰します。地域の絆が深まります。

参加申込みや詳しいお問い合わせは、裏面をご覧ください。
! 申込み 随時受付中 !

図 ハートフルしまねの紹介パンフレット

ハートフルしまねの海岸清掃活動
外園海岸（出雲市） H27年9月



地元高校等によるハマボウフウ定植活動
外園海岸（出雲市） H24年6月



写真 海岸保全活動の事例

(5) 調査の実施

海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。

3-3 利用面からの基本方針

(1) 多様なニーズに対応した海岸づくり

海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。

特にレクリエーション利用を主体とする海岸では、海岸保全事業にあたって、自然環境、景観に配慮しつつ、水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備や、海岸の利用増進に役立つ施設の整備を推進する。その際、バリアフリー化を推進し、児童・高齢者・障害者への安全性、利便性の向上に努める。

また、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体、地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。

例えば、平成 28 年 7 月（海岸愛護月間中）には海岸をフィールドとしたイベントが県全体で 21 件開催され、海岸清掃、ビーチバレー大会、花火大会、海上綱引きなど延約 6,000 人が参加している。



写真 多様な海岸利用の事例

(2) 安全で適正な海岸利用の確保

誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、海岸施設を汚染する行為に対する取り締まりを強化する。

(3) 地域と連携した海岸愛護活動

現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりが海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。



写真 海岸利用と海岸愛護活動の事例



写真 市民団体との協働による海岸清掃活動の事例

3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

3-4-1 ゾーン区分

島根沿岸は、海岸線延長が約 562km と長く、地形や利用状況、住民意識などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、島根沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性および住民意識の5つの特性に着目して整理を行った。以降に、その概要を示す。

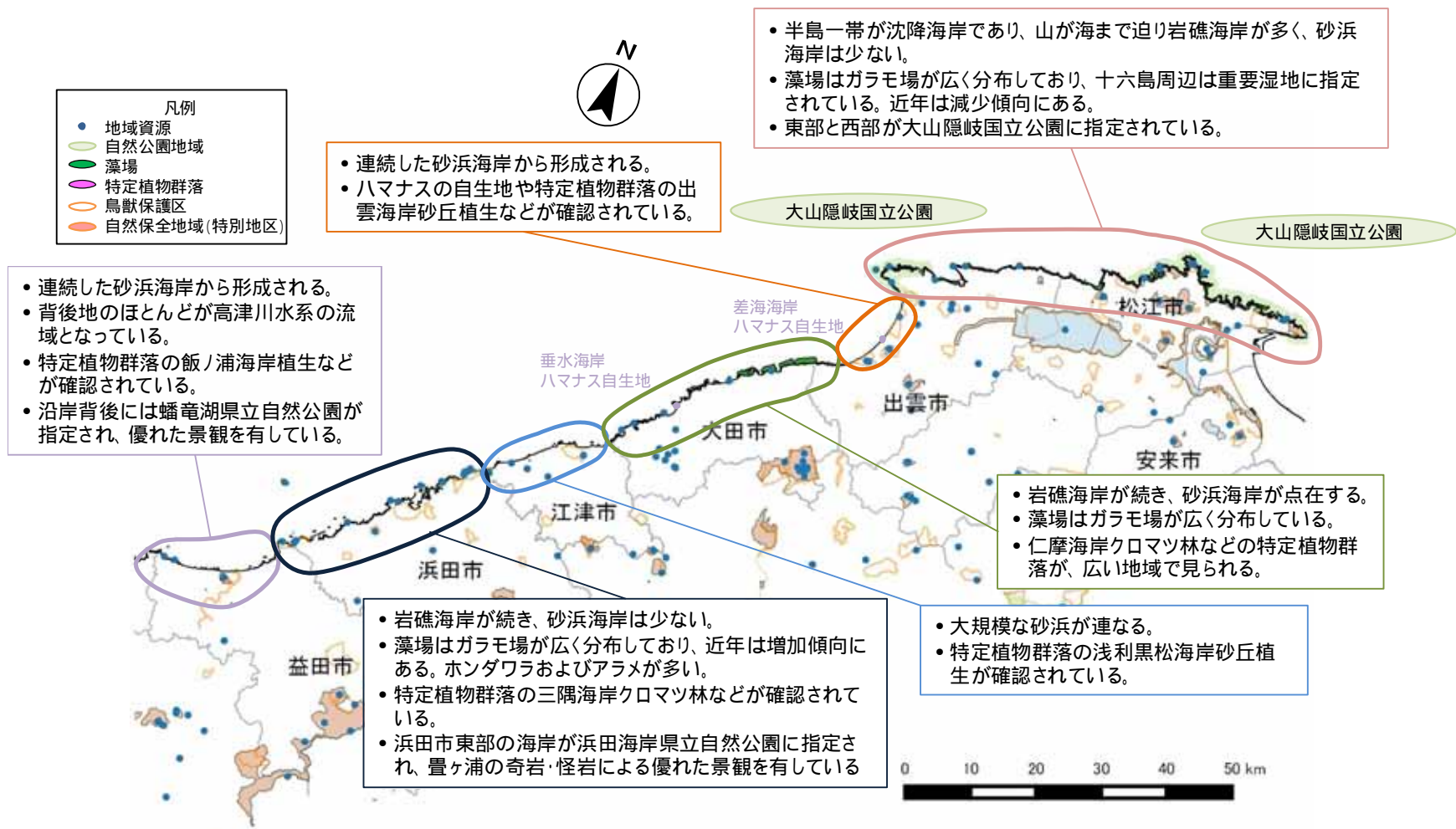
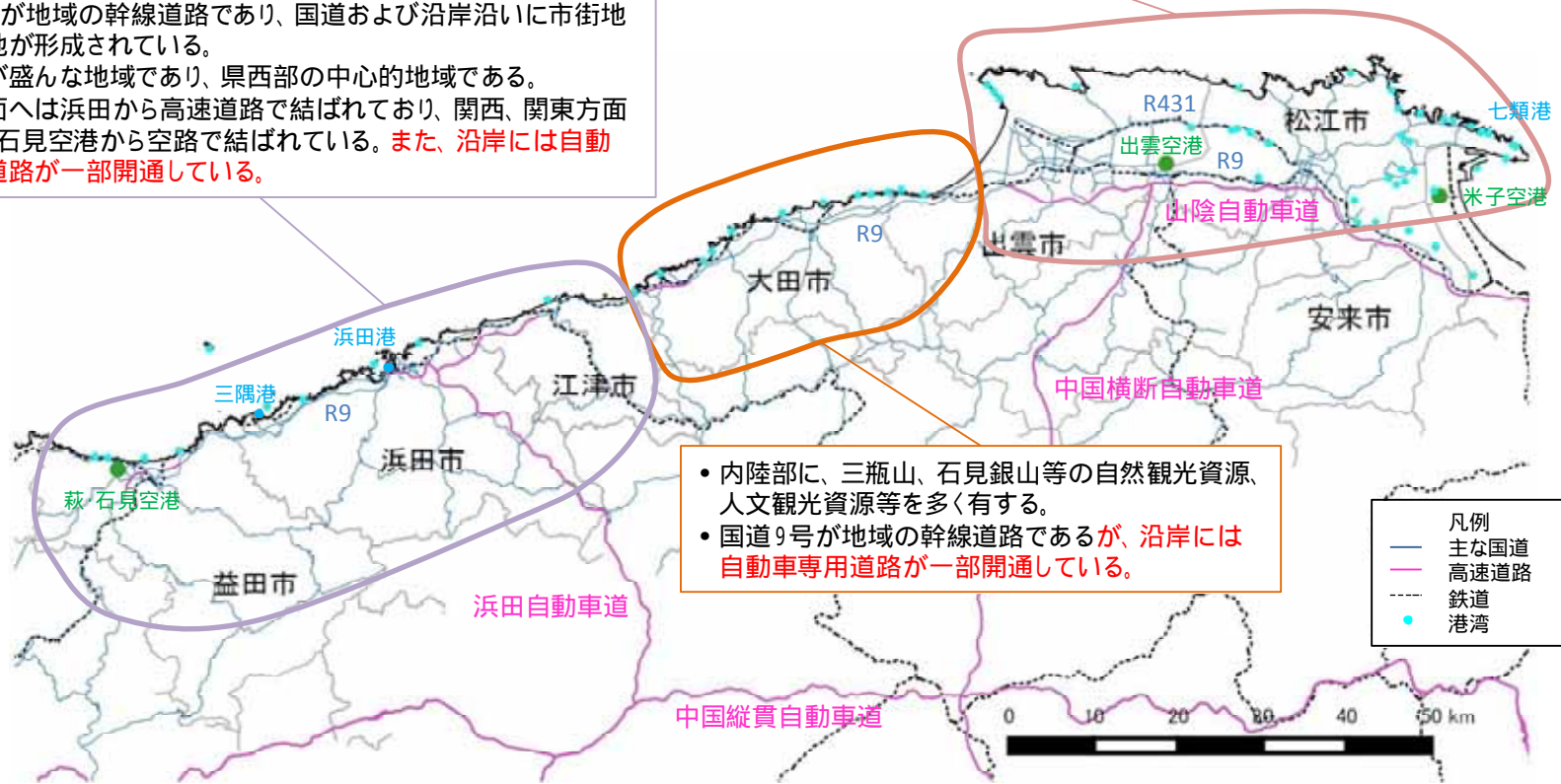


図- 1.2 自然環境特性の概要



- 国道9号が地域の幹線道路であり、国道および沿岸沿いに市街地や工業地が形成されている。
- 商工業が盛んな地域であり、県西部の中心的地域である。
- 山陽方面へは浜田から高速道路で結ばれており、関西、関東方面へは萩・石見空港から空路で結ばれている。また、沿岸には自動車専用道路が一部開通している。

- 山地が海岸まで迫る谷あい部に漁村集落が点在しており、水産業が盛んである。
- 内陸部は県下で最も人口が集中する地域であり、県内の行政・経済の中心である。
- 内陸部では国道9号が幹線道路である。また、当該地域では山陰自動車道が開通し、出雲から中国横断自動車道によって山陽方面と結ばれている。
- 出雲空港から各都市への空路、および東部の七類港から隠岐への海路が結ばれている。



- 内陸部に、三瓶山、石見銀山等の自然観光資源、人文観光資源等を多く有する。
- 国道9号が地域の幹線道路であるが、沿岸には自動車専用道路が一部開通している。

図- 1.3 社会環境特性の概要

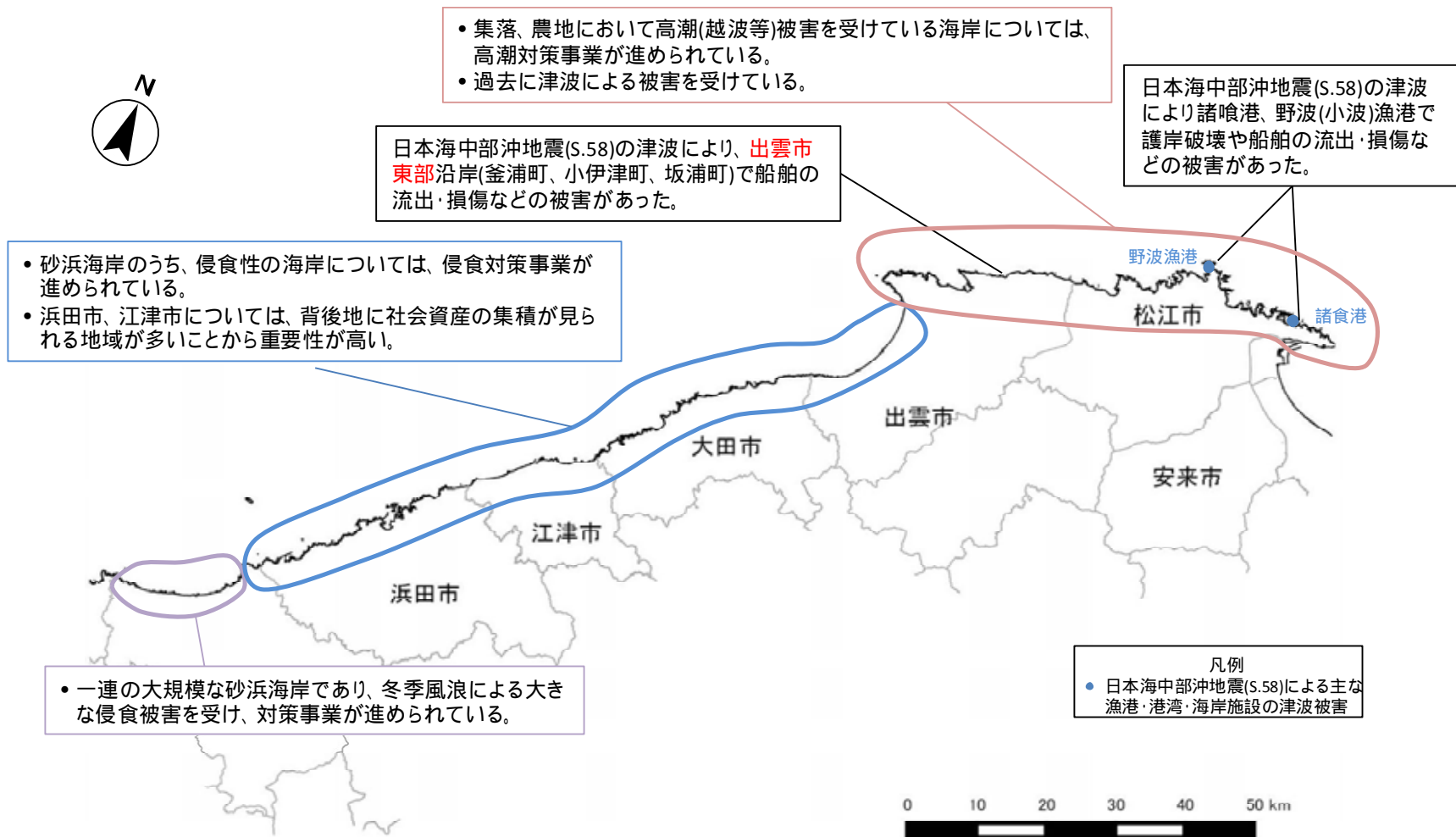


図- 1.4 海岸特性の概要

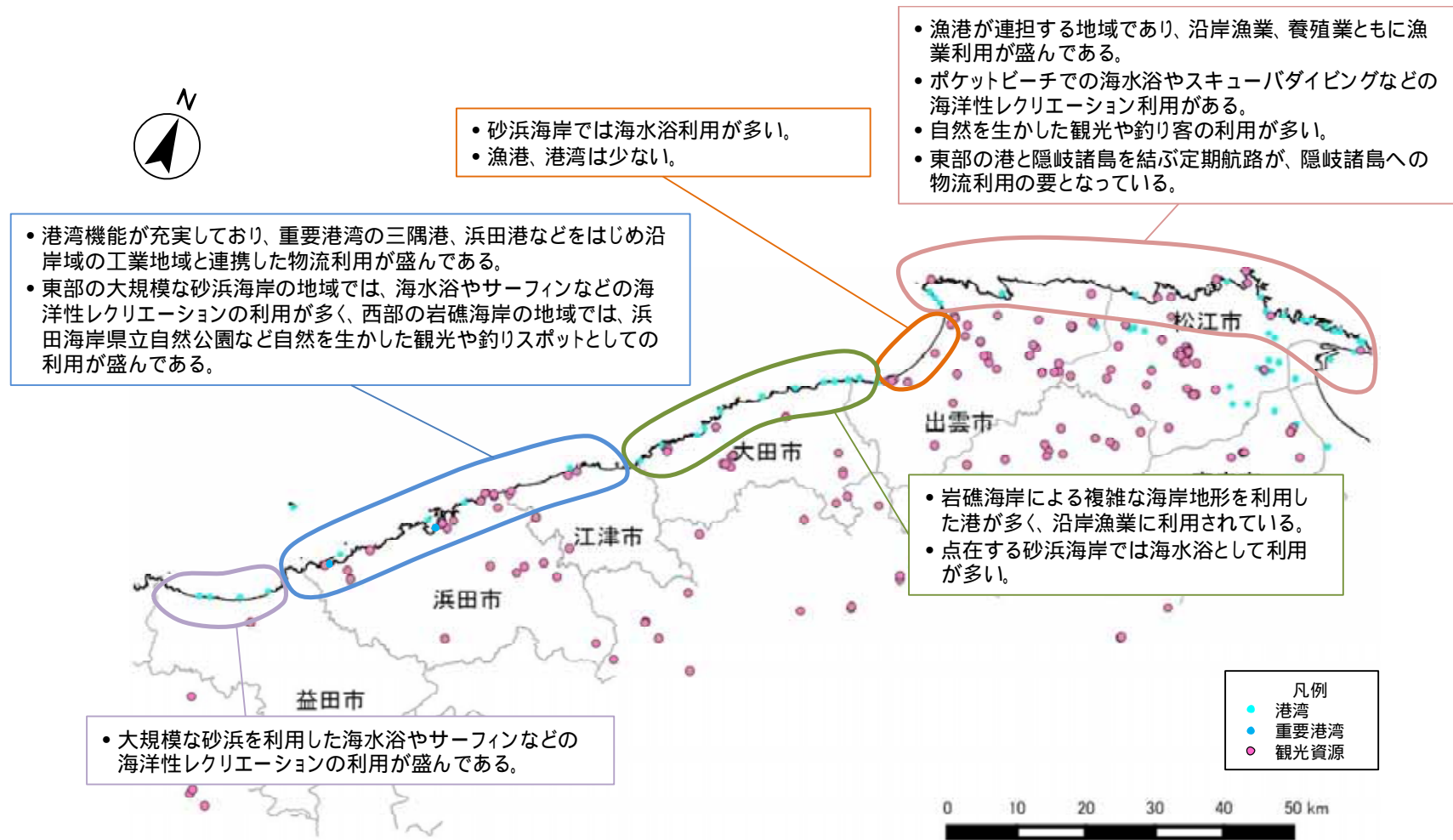


図- 1.5 利用特性の概要

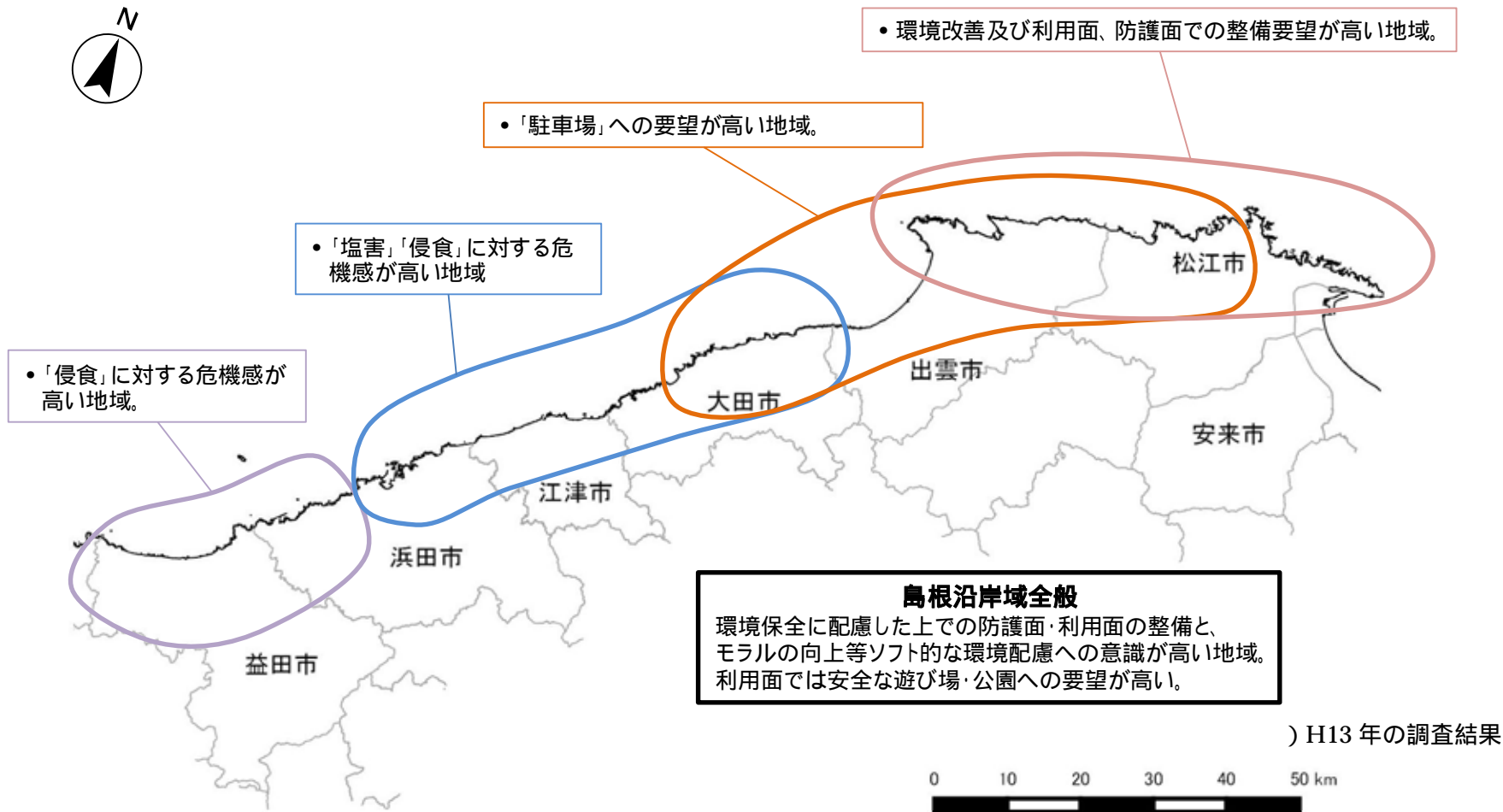


図- 1.6 住民意識の概要

以上の5つの特性を総合的に勘案し、島根沿岸を以下の6つのゾーンに区分した。

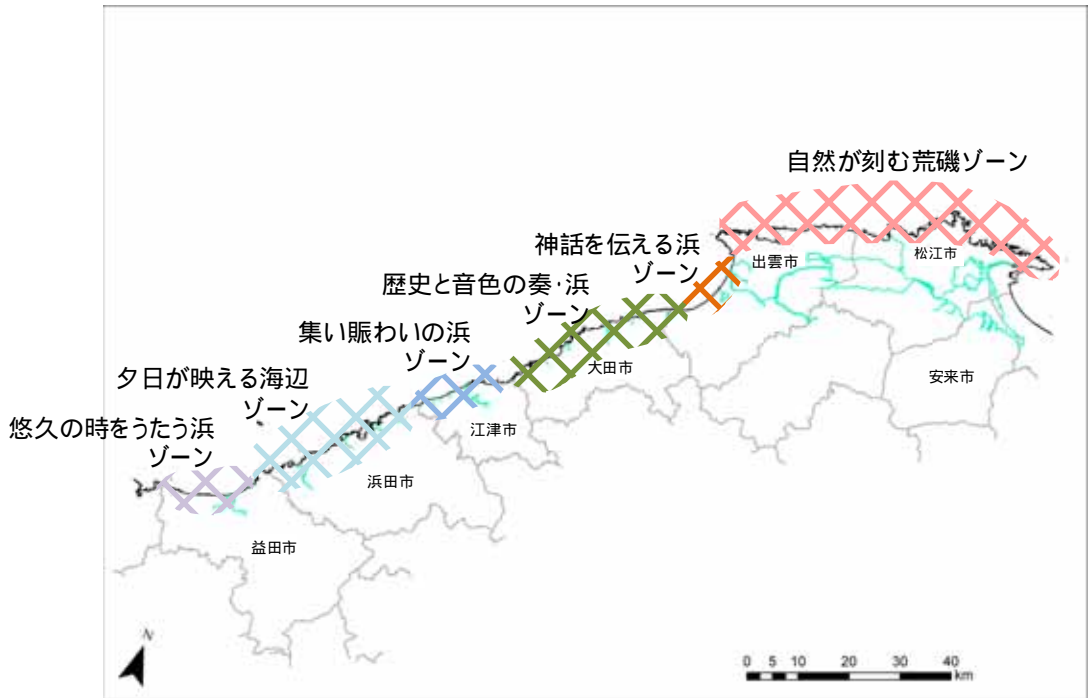


図- 1.7 ゾーン区分

3-4-2 ゾーン毎の基本方針

[自然が刻む荒磯ゾーン]

[防護]

集落、農地において、**高波（高潮含む越波等）**被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。

ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。

過去に津波被害を受けており、緊急時の避難体制や情報管理といったソフト面における防災体制の充実に努める。

[環境]

大山隠岐国立公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。

笠浦ハマビワ群落や、重要湿地である十六島に代表される藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[神話を伝える浜ゾーン]

[防護]

広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。

[環境]

ハマナスや出雲海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[歴史と音色の湊・浜ゾーン]

[防護]

集落において、**高波（高潮含む越波等）**被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。

ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。

[環境]

ハマナスや仁摩海岸クロマツ林、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

琴ヶ浜海岸は、日本でも屈指の鳴り砂海岸であるため、砂浜の保全に努める。

[利用]

利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[集い賑わいの浜ゾーン]

[防護]

砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。

[環境]

浅利黒松海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[夕日が映える海辺ゾーン]

[防護]

砂浜海岸の保全に努める。

[環境]

浜田海岸県立自然公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。

三隅海岸クロマツ林や藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

三隅海岸自然環境保全地域に指定されている地域では、その優れた自然環境の保全に配慮する。

[利用]

遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[悠久の時をうたう浜ゾーン]

[防護]

侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。

[環境]

高島暖地性植物群落や飯ノ浦海岸植生、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。

安全な海岸の整備

- 線の防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進
- 高波・津波等に対する施設整備を進め、(必要に応じて)施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進
- 設計の防護目標を超える高波・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進
- 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保
- 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理による侵食対策の推進
- 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、(必要に応じて)耐震性の強化を推進

自然豊かな海岸の整備

- 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進
- 防護・環境・利用の3役を担える「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進
- 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備
- 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や潜堤、人工リーフ等」整備の推進

親しまれる海岸の整備

- 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫
- 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮
- 高齢者や障害者等に配慮した施設のバリアフリー化の推進
- 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていくことへの配慮

1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

「第1編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域のうち、高波、侵食に対する対策が必要な海岸として、前回改定時では36海岸が選定されている。

そのうち、16海岸は対策（事業）が完了し、1海岸は周辺状況の変化を踏まえて海岸保全施設の整備を取り止めたことから、現時点で整備が必要な海岸は19海岸となる。

なお、「第1編 3-1-2 防護面の目標」で示したように、比較的発生頻度の高いレベル1津波に対する津波整備水準よりも高波整備水準の方が高い傾向にある。そのため、津波対策よりも高波・海岸侵食への対応を優先的に実施していく。

1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

(1) 海岸保全施設の種類の種類

整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。

主要な海岸保全施設の種類の種類（特徴と事例）を表-2.1に示す。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。

表- 2.1 各施設の特徴と写真の一覧表(その1)

| 施設の種類 | 整備目的、効果 | 整備事例 (現地写真を挿入) |
|------------------|--|--|
| (緩傾斜構造を含む) 堤防 | 陸地より高く築いた構造物。海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設 ¹ |  |
| (緩傾斜構造を含む) 護岸 | 陸地より低く築いた構造物。陸地が侵食されるのを直接防止する施設 ¹ |  |
| 胸壁 | 利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設 ² |  |
| (ヘッドランド含む) 突堤 | 海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設 ¹ |  |
| 離岸堤 | 海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設 ¹ |  |
| (消波工含む) 消波堤 | 汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設 ¹ |  |

1) 島根県土木部河川課 HP を基に加筆

2) 海岸保全施設の技術上の基準・同解説、平成 16 年 6 月

表- 2.2 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）

| 施設の種類 | 整備目的、効果 | 整備事例 (現地写真を挿入) |
|----------------|--|--|
| 潜堤・人工リーフ | 海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設 ¹ |  |
| 水門・樋門 排水機場 | 外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する ² |  |
| 陸閘 | 前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために車両や人が通行するために設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する ² |  |
| 高潮防波堤 津波防波堤 | 高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物 ² | 県内に該当施設はない |
| (海岸管理者が指定した)砂浜 | 来襲する波の砕波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設 ² | 県内に該当施設はない |
| (海岸管理者が指定した)樹林 | 背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設 ² | 県内に該当施設はない |
| 閘門 | 水位(水面の高さ)が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設 ² | 県内に該当施設はない |

1) 島根県土木部河川課 HP を基に加筆

2) 海岸保全施設の技術上の基準・同解説、平成 16 年 6 月

1-3 対象海岸の整備の方向性と配慮事項

選定した対象海岸とその整備方針を以下のとおりとし、対象海岸の現況を示す。

表- 2.3 整備対象海岸および整備方針等

| 自然が刻む荒磯ゾーン | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ・ ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 | | |
|------------|-----------------|--|-----------|------------|
| 海岸番号 | 海岸名 | 所管 | 背後地 | 整備計画 |
| 1-1 | 境港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地 | 護岸等 |
| 1-2 | 軽尾港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、山林 | 護岸等 |
| 1-3 | 七類港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、山林 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 1-4 | 惣津海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地、山林 | 沖合消波施設 |
| 1-5 | 片江漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、山林 | 護岸等 |
| 1-6 | 北浦海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地、農地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 1-7 | 笠浦港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、山林 | 護岸等 |
| 1-8 | 野波漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、山林 | 護岸等 |
| 1-9 | 加賀漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、観光地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 1-10 | 秋鹿北港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、山林 | 護岸等 |
| 1-11 | 平田海岸 東地合第3地区 | 農林水産省 農村振興局 | 住宅地、農地、山林 | 護岸等 |
| 1-12 | 十六島漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、山林 | 沖合消波施設 |
| 1-13 | 河下港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、山林 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 1-14 | 笠浦漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、農地、山林 | 護岸等 |

：前回改定時から整備（事業）が完了した海岸

：前回改定時から周辺状況の変化等の理由により整備を取り止めた海岸

護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜等
沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤

表- 2.4 整備対象海岸および整備方針等

| 神話を伝える浜ゾーン | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 | | |
|------------|--------|---|-----------|------------|
| 海岸番号 | 海岸名 | 所管 | 背後地 | 整備計画 |
| 2-1 | 大社漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 2-2 | 西浜海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地、農地、山林 | 護岸等、沖合消波施設 |

| 歴史と音色の湊・浜ゾーン | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落において、高潮(越波等)被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ・ ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 | | |
|--------------|---------|---|-----------|------------|
| 海岸番号 | 海岸名 | 所管 | 背後地 | 整備計画 |
| 3-1 | 田儀港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、山林 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 3-2 | 波根東漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 3-3 | 久手港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、農地、山林 | 護岸等 |
| 3-4 | 逢浜海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地 | 沖合消波施設 |
| 3-5 | 仁万漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、農地、山林 | 護岸等、沖合消波施設 |

| 集い賑わいの浜ゾーン | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 | | |
|------------|--------|--|---------|------------|
| 海岸番号 | 海岸名 | 所管 | 背後地 | 整備計画 |
| 4-1 | 江津港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、工業地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 4-2 | 和木波子海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地 | 沖合消波施設 |

：前回改定時から整備（事業）が完了した海岸

護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜等
沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤

表- 2.5 整備対象海岸および整備方針等

| 夕日が映える海辺ゾーン | | ・ 砂浜海岸の保全に努める。 | | |
|-------------|--------|-------------------|---------|------------|
| 海岸番号 | 海岸名 | 所管 | 背後地 | 整備計画 |
| 5-1 | 日脚海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地、工業地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 5-2 | 三隅港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 5-3 | 浜田漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、山林 | 護岸等 |
| 5-4 | 折居漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、農地 | 護岸等 |

| 悠久の時をうたう浜ゾーン | | ・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 | | |
|--------------|--------|---------------------------------------|-------------------|------------|
| 海岸番号 | 海岸名 | 所管 | 背後地 | 整備計画 |
| 6-1 | 土田漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、山林、観光地 | 護岸等 |
| 6-2 | 津田漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地 | 沖合消波施設 |
| 6-3 | 遠田港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 山林 | 護岸等 |
| 6-4 | 益田港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 商業地、工業地 住宅地、山林 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 6-5 | 持石港海岸 | 国土交通省 港湾局 | 住宅地、山林 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 6-6 | 持石海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地、山林 観光地 | 護岸等、沖合消波施設 |
| 6-7 | 小浜海岸 | 国土交通省 水管理国土保全局 | 住宅地、山林 | 沖合消波施設 |
| 6-8 | 木部漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地、山林 | 護岸等 |
| 6-9 | 飯浦漁港海岸 | 農林水産省 水産庁 | 住宅地 | 護岸等 |

：前回改定時から整備（事業）が完了した海岸

護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜等
沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤

第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設は、築造後時間が経過しており、今後、急速に老朽化が進行する懸念がある。維持管理コスト（ライフサイクルコスト）を最小化していくためにも、予防保全型の維持管理を行って施設を長寿命化し、将来発生する施設の維持管理コストの軽減や平滑化を図る。そのための基本的かつ重要な取り組みとして、海岸保全施設の定期的な巡視・点検を行い、施設の損傷・劣化およびその他の変状を把握・記録し、情報を管理していく。



写真 海岸保全施設の老朽化と対策の事例

2-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高波・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。

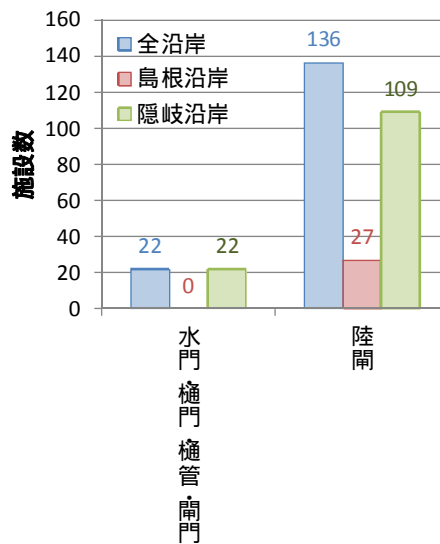
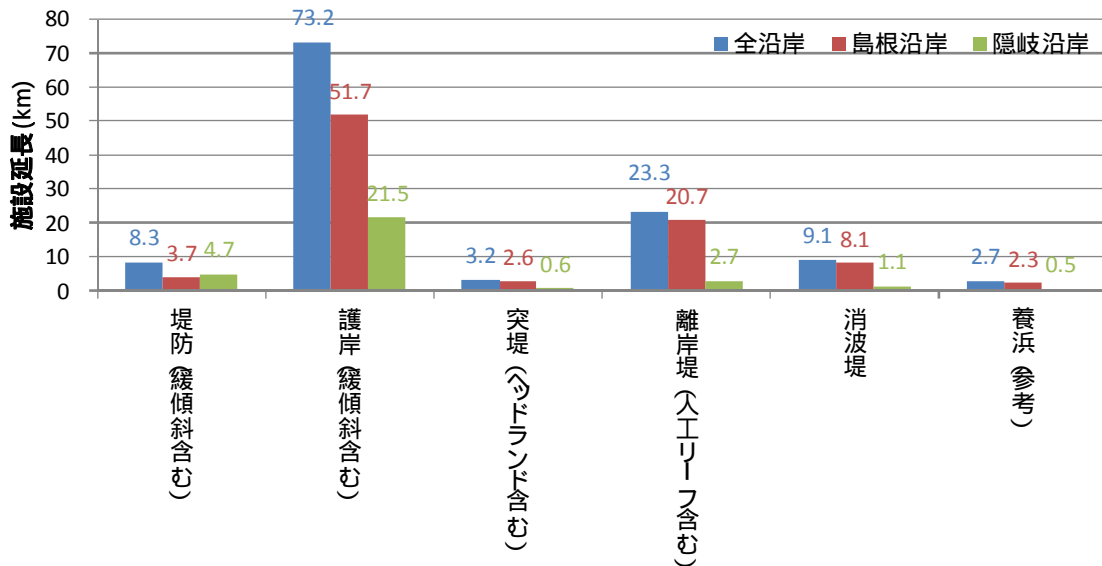
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は以下のとおりである。

- ・ 前回改定時の基本計画以前に整備が完了した区域
- ・ 前回改定時に指定した海岸保全区域のうち、事業が完了した区域

2 - 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる施設の種類の「第1章 1 - 2」で示したとおりである。

下図に示すとおり、島根沿岸は護岸の総延長が51.7kmと最も長く、次いで離岸堤の20.7kmである。また、水門等は存在しないが、陸閘は27箇所ある。



2 - 3 維持又は修繕の方法

海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上/年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。

第3章 地区毎の海岸保全施設の整備方針

3-1 一覧表

海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、海岸保全施設の種類および施設整備の状況を以降に示す。ここで、施設整備の状況は事業の進捗実態から以下のとおり分類した。

| 分類 | 定義 | 備考 |
|-------------|-----------------------------------|---------------|
| 空欄 | 施設整備が予定されていない海岸 | |
| 事業完了 | 前回改定時に施設整備が必要とされ、その後整備（事業）が完了した海岸 | 平成 29 年 3 月時点 |
| 新設 （事業中） | 前回改定時に施設整備が必要とされ、事業が現在進行中の海岸 | 同上 |
| 新設 （未着手） | 前回改定時に施設整備が必要とされたが、事業化が未定の海岸 | 同上 |

| No.(東から) | 市町村名 | 現基本計画での海岸名 | よみがな | 所管 | 海岸保全区域延長(m) | 防護施設延長(m) | 現況堤防高下限(T.P.m) | 現況堤防高上限(T.P.m) | 海岸保全施設の種類の | 施設整備の状況 |
|----------|------|-----------------|-----------------|-----|-------------|-----------|----------------|----------------|--------------------|-------------------|
| 1 | 松江市 | 境港海岸美保間地区 | 境港海岸美保間地区 | 港湾局 | 2,382 | 2,089 | 3.8 | | 護岸 | 事業完了 |
| 2 | 松江市 | 海崎海岸 | かいざき | 港湾局 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 3 | 松江市 | 五本松海岸 | ごほんまつ | 水産局 | 429 | 380 | 3.9 | | 護岸、消波工 | |
| 4 | 松江市 | 美保間漁港海岸 | みほのせき | 水産庁 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 5 | 松江市 | 才港海岸 | さい | 港湾局 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 6 | 松江市 | 軽原海岸 | かるび | 港湾局 | 0 | 0 | — | | 施設なし | 新設(未着手) |
| 7 | 松江市 | 雲津漁港海岸 | くもつ | 水産庁 | 110 | 0 | — | | 施設なし | |
| 8 | 松江市 | 猪俣海岸 | もろくい | 港湾局 | 247 | 119 | 2.5 | | 堤防 | |
| 9 | 松江市 | 法田海岸 | ほうだ | 港湾局 | 1,115 | 571 | 2.0 | | 護岸 | |
| 10 | 松江市 | 七瀬海岸(七瀬) | しちのせ(しちのせ) | 港湾局 | 1,508 | 473 | 1.3 | | 護岸 | 新設(未着手) |
| 11 | 松江市 | 七瀬海岸(須渡) | しちのせ(すわたり) | 港湾局 | 312 | 166 | 2.6 | | 護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ | |
| 12 | 松江市 | 物津海岸 | ものつ | 港湾局 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 13 | 松江市 | 須津海岸 | すづ | 水産局 | 1,650 | 896 | 4.5 | | 護岸 | 新設(未着手) |
| 14 | 松江市 | 美保間海岸笹子地区(農林) | 美保間海岸笹子地区(農林) | 農振局 | 600 | 345 | 3.5 | | 堤防 | |
| 15 | 松江市 | 笹子海岸 | ささこ | 港湾局 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 16 | 松江市 | 片江漁港海岸 | かたえ | 水産庁 | 430 | 150 | — | | 離岸堤 | 新設(未着手) |
| 17 | 松江市 | 美保間海岸立花地区(農林) | 美保間海岸立花地区(農林) | 農振局 | 207 | 140 | 3.6 | | 堤防 | |
| 18 | 松江市 | 菅浦海岸 | すげうら | 港湾局 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 19 | 松江市 | 美保間海岸菅浦地区(農林) | 美保間海岸菅浦地区(農林) | 農振局 | 430 | 276 | 3.5 | | 堤防 | |
| 20 | 松江市 | 美保間海岸北浦地区(農林) | 美保間海岸北浦地区(農林) | 農振局 | 130 | 130 | 3.5 | | 堤防 | |
| 21 | 松江市 | 稲垣漁港海岸 | いなづみ | 水産庁 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 22 | 松江市 | 北浦海岸 | きたうら | 水産局 | 530 | 340 | 2.7 | | 護岸、人工リーフ、養浜 | 事業完了 |
| 23 | 松江市 | 千の港海岸 | ちのみ | 港湾局 | 810 | 520 | 3.5 | | 護岸、突堤、離岸堤 | |
| 24 | 松江市 | 美保間海岸千の地区(農林) | 美保間海岸千の地区(農林) | 農振局 | 193 | 0 | — | | 施設なし | |
| 25 | 松江市 | 笠浦漁港海岸 | かさうら | 水産庁 | 390 | 356 | 3.0 | | 護岸 | 新設(未着手) |
| 26 | 松江市 | 笠浦海岸 | かさうら | 港湾局 | 256 | 136 | 2.0 | | 施設なし | 新設(未着手) |
| 27 | 松江市 | 野井漁港海岸 | のい | 水産庁 | 150 | 135 | 4.5 | | 護岸 | |
| 28 | 松江市 | 鳥居海岸向前三地区(農林) | 鳥居海岸向前三地区(農林) | 農振局 | 220 | 215 | 3.2 | | 堤防 | |
| 29 | 松江市 | 嶋崎漁港海岸 | せざき | 水産庁 | 95 | 50 | 4.5 | | 護岸 | |
| 30 | 松江市 | 鳥居海岸小ノケ地区(農林) | 鳥居海岸小ノケ地区(農林) | 農振局 | 104 | 85 | 3.8 | | 堤防 | |
| 31 | 松江市 | 沖泊漁港海岸 | おきどまり | 水産庁 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 32 | 松江市 | 多古漁港海岸 | たこ | 水産庁 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 33 | 松江市 | 野波(小波)漁港海岸 | のなみ(こなみ) | 水産庁 | 1,795 | 1,592 | 3.0 | — | 堤防、護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ | 事業完了 |
| 34 | 松江市 | 野波漁港海岸 | のなみ | 水産庁 | — | — | 2.9 | 4.4 | | |
| 35 | 松江市 | 佐波海岸 | さなみ | 港湾局 | 466 | 102 | 2.5 | | 護岸 | |
| 36 | 松江市 | 鳥居海岸田島地区(農林) | 鳥居海岸田島地区(農林) | 農振局 | 216 | 146 | 3.6 | | 堤防 | |
| 37 | 松江市 | 加賀漁港海岸 | かか | 水産庁 | 447 | 214 | 3.1 | 4.3 | 護岸、消波工 | 新設(未着手) |
| 38 | 松江市 | 加賀西海岸 | かかにし | 水産局 | 460 | 160 | — | | 離岸堤、人工リーフ | |
| 39 | 松江市 | 大芦漁港海岸 | おわし | 水産庁 | 1,560 | 1,385 | 2.6 | 4.5 | 護岸、突堤 | |
| 40 | 松江市 | 鳥居海岸須々海地区(農林) | 鳥居海岸須々海地区(農林) | 農振局 | 65 | 66 | 3.1 | | 堤防 | |
| 41 | 松江市 | 御津漁港海岸 | みつ | 水産庁 | 238 | 166 | 2.5 | 4.3 | 護岸、消波工 | |
| 42 | 松江市 | 惠曇漁港海岸 | えとむ | 水産庁 | 946 | 734 | 2.2 | 5.0 | 護岸、突堤、ヘッドランド、離岸堤 | |
| 43 | 松江市 | 牧原北海岸 | あいかきた | 港湾局 | 529 | 595 | 5.5 | | 護岸 | 新設(未着手) |
| 44 | 松江市 | 魚漁漁港海岸 | おのせ | 水産庁 | 90 | 71 | 4.5 | | 護岸 | |
| 45 | 出雲市 | 平田海岸東地合第三地区(農林) | 平田海岸東地合第三地区(農林) | 農振局 | 1,468 | 615 | 4.2 | | 護岸 | 新設(未着手) |
| 46 | 出雲市 | 平田海岸東地合地区(農林) | 平田海岸東地合地区(農林) | 農振局 | 550 | 550 | 4.2 | | 護岸 | |
| 47 | 出雲市 | 地合漁港海岸 | ちごう | 水産庁 | 59 | 59 | 4.2 | | 護岸 | |
| 48 | 出雲市 | 地合海岸 | ちごう | 水産局 | 360 | 331 | 5.0 | | 護岸、離岸堤 | |
| 49 | 出雲市 | 小伊津(波瀲)漁港海岸 | こいつ(なみ) | 水産庁 | 140 | 98 | 5.0 | — | 護岸 | |
| 50 | 出雲市 | 小伊津漁港海岸 | こいつ | 水産庁 | — | — | — | — | 護岸 | |
| 51 | 出雲市 | 小伊津海岸 | こいつ | 水産局 | 902 | 363 | 5.0 | | 護岸、消波工 | |
| 52 | 出雲市 | 小伊津(三浦)漁港海岸 | こいつ(みづら) | 水産庁 | — | — | — | — | 護岸 | |
| 53 | 出雲市 | 唯津漁港海岸 | ただうら | 水産庁 | 463 | 278 | 7.5 | 9.3 | 護岸、消波工 | |
| 54 | 出雲市 | 須津海岸 | すづ | 水産局 | 1,023 | 0 | — | | 施設なし | |
| 55 | 出雲市 | 塩津漁港海岸 | しおつ | 水産庁 | 270 | 140 | 4.7 | 4.7 | 護岸 | |
| 56 | 出雲市 | 釜浦漁港海岸 | かまうら | 水産庁 | 435 | 435 | 3.9 | 5.1 | 護岸 | |
| 57 | 出雲市 | 十六島海岸 | うつぶるい | 水産局 | 220 | 149 | 5.7 | | 護岸、消波工 | |
| 58 | 出雲市 | 十六島漁港海岸 | うつぶるい | 水産庁 | 654 | 654 | 5.0 | 5.7 | 護岸、離岸堤、消波工 | 事業完了 |
| 59 | 出雲市 | 河下港(西田地区)海岸 | かわしも | 港湾局 | 754 | 1,408 | 3.0 | | 護岸、離岸堤、消波工 | 新設(未着手) |
| 60 | 出雲市 | 河下港(東水地区)海岸 | かわしも | 港湾局 | 1,100 | 714 | 3.0 | | 護岸 | 新設(未着手) |
| 61 | 出雲市 | 猪目漁港海岸 | いのめ | 水産庁 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 62 | 出雲市 | 猪目海岸 | いのめ | 水産局 | 308 | 0 | — | | 施設なし | |
| 63 | 出雲市 | 猪野漁港海岸 | うど | 水産庁 | 435 | 361 | 3.1 | 4.1 | 護岸 | |
| 64 | 出雲市 | 眞浦漁港海岸 | さざうら | 水産庁 | 200 | 185 | 3.6 | 3.6 | 堤防、護岸、離岸堤 | |
| 65 | 出雲市 | 宇羅漁港海岸 | うりゆう | 水産庁 | 803 | 400 | 1.8 | 8.0 | 護岸、人工リーフ | |
| 66 | 出雲市 | 黒田海岸 | くろだ | 港湾局 | 250 | 0 | — | | 施設なし | |
| 67 | 出雲市 | 中山海岸 | なかやま | 港湾局 | 635 | 228 | 3.5 | | 護岸 | |
| 68 | 出雲市 | 二俣海岸 | ふたまた | 港湾局 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 69 | 出雲市 | 大社漁港海岸 | たいしや | 水産庁 | 2,055 | 1,210 | 3.5 | 4.0 | 護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ | 新設(事業実施中) |
| 70 | 出雲市 | 津原海岸 | みなとぼら | 水産局 | 1,300 | 867 | 4.7 | | 護岸、離岸堤 | 国の長浜土砂管理計画を踏まえた整備 |
| 71 | 出雲市 | 外園海岸 | そとぞの | 水産局 | 3,920 | 0 | — | | 施設なし | 国の長浜土砂管理計画を踏まえた整備 |
| 72 | 出雲市 | 湖陵漁港海岸 | こりよう | 水産庁 | 0 | 0 | — | | 施設なし | |
| 73 | 出雲市 | 湖陵海岸西浜地区(農林) | 湖陵海岸西浜地区(農林) | 農振局 | 385 | 385 | 4.7 | | 護岸 | |
| 74 | 出雲市 | 西浜海岸 | にしはま | 水産局 | 2,900 | 1,834 | 4.7 | | 護岸、消波工 | 新設(未着手) |
| 75 | 出雲市 | 岐久海岸 | きく | 水産局 | 3,650 | 2,239 | 4.7 | | 堤防、護岸、離岸堤、人工リーフ | 国の長浜土砂管理計画を踏まえた整備 |
| 76 | 出雲市 | 小田東海岸 | おだひがし | 港湾局 | 204 | 0 | — | | 施設なし | |
| 77 | 出雲市 | 田塚海岸 | たづ | 水産局 | 460 | 380 | 4.7 | | 護岸、消波工 | |
| 78 | 出雲市 | 小田漁港海岸 | おだ | 水産庁 | 170 | 162 | 3.2 | | 護岸 | |
| 79 | 出雲市 | 田塚海岸 | たづ | 港湾局 | 1,317 | 646 | 4.5 | | 護岸、離岸堤、人工リーフ、消波工 | 事業完了 |

【所管】
 水管理国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

| No.(東から) | 市町村名 | 現基本計画での海岸名 | よみがな | 所管 | 海岸保全区域延長(m) | 防護施設延長(m) | 現状堤防高下限(T.P.m) | 現状堤防高上限(T.P.m) | 海岸保全施設の種類の | 施設整備の状況 |
|----------|------|----------------|-----------|-----|-------------|-----------|----------------|----------------|------------------|-----------|
| 80 | 大田市 | 島津屋港海岸 | しまづや | 港湾局 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 81 | 大田市 | 山谷港海岸 | やまたに | 港湾局 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 82 | 大田市 | 瀬山港海岸 | なだやま | 港湾局 | 106 | 88 | 4.0 | - | 護岸 | |
| 83 | 大田市 | 波根東港海岸 | はねひがし | 水産庁 | 884 | 884 | 4.5 | - | 護岸、突堤 | 新設(未着手) |
| 84 | 大田市 | 柳瀬港海岸 | やなせ | 水産庁 | 27 | 27 | 5.0 | - | 護岸 | |
| 85 | 大田市 | 久手港海岸 | くて | 港湾局 | 3,397 | 1,752 | 4.0 | - | 堤防、護岸、突堤、離岸堤 | 新設(未着手) |
| 86 | 大田市 | 鳥井港海岸 | とりい | 水産庁 | 1,390 | 484 | 4.3 | - | 護岸 | |
| 87 | 大田市 | 和江港海岸 | わえ | 水産庁 | 492 | 371 | 3.3 | 5.0 | 護岸、離岸堤 | |
| 88 | 大田市 | 魚津港海岸 | うおづ | 港湾局 | 655 | 263 | 4.0 | - | 護岸、離岸堤 | |
| 89 | 大田市 | 鎌浜海岸 | かやはま | 水産庁 | 496 | 293 | 4.7 | - | 護岸人工リーフ、消波工 | 事業完了 |
| 90 | 大田市 | 大瀬海岸 | おおうら | 水産庁 | 1,570 | 871 | 4.7 | - | 護岸、離岸堤、人工リーフ、消波工 | |
| 91 | 大田市 | 五十城港海岸 | いそたけ | 水産庁 | - | - | 2.5 | - | | |
| 92 | 大田市 | 宅野港海岸 | たくの | 港湾局 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 93 | 大田市 | 仁万港海岸 | にま | 水産庁 | 554 | 407 | 3.2 | 3.5 | 護岸、人工リーフ | 事業完了 |
| 94 | 大田市 | 仁摩海岸坂瀬地区 | にま(坂瀬) | 農振局 | 210 | 210 | 3.3 | - | 堤防 | |
| 95 | 大田市 | 瀬屋港海岸 | あみや | 港湾局 | 403 | 160 | 3.0 | - | 護岸 | |
| 96 | 大田市 | 仁摩海岸馬路地区(農林) | にま(馬路) | 農振局 | 800 | 788 | 2.8 | - | 堤防 | |
| 97 | 大田市 | 琴ヶ浜海岸 | ことかはま | 水産庁 | 1,541 | 1,511 | 4.7 | - | 護岸、離岸堤、人工リーフ | |
| 98 | 大田市 | 舟津港海岸 | ふなづ | 港湾局 | 105 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 99 | 大田市 | 仁万海岸馬路横貝地区(農林) | にま(横貝) | 農振局 | 180 | 150 | 5.5 | - | 堤防 | |
| 100 | 大田市 | 友漁港海岸 | とも | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 101 | 大田市 | 神畑海岸 | かんばた | 水産庁 | 220 | 146 | 4.7 | - | 護岸、突堤、離岸堤、消波工 | |
| 102 | 大田市 | 仁万海岸馬路谷道地区(農林) | にま(谷道) | 農振局 | 40 | 34 | 3.5 | - | 護岸 | |
| 103 | 大田市 | 湯里港海岸 | ゆさと | 水産庁 | 438 | 331 | 3.0 | 3.0 | 護岸、突堤 | |
| 104 | 大田市 | 日理港海岸 | ひそ | 水産庁 | 88 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 105 | 大田市 | 温泉津港海岸 | ゆのつ | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 106 | 大田市 | 温泉津港海岸 | ゆのつ | 港湾局 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 107 | 大田市 | 湯戸港海岸 | ゆと | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 108 | 大田市 | 福光海岸 | ふくみつ(いがん) | 水産庁 | 1,600 | 980 | 4.7 | - | 護岸、消波工 | |
| 109 | 大田市 | 今瀬海岸 | いまうら | 水産庁 | 794 | 123 | 4.7 | - | 護岸、消波工 | |
| 110 | 大田市 | 今瀬(福浦)港海岸 | いまうら(ふく浦) | 水産庁 | 195 | 62 | 4.7 | - | 護岸 | |
| 111 | 大田市 | 吉浦港海岸 | よしうら | 港湾局 | 130 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 112 | 江津市 | 黒松港海岸 | くろまつ | 水産庁 | 345 | 389 | 2.9 | 4.0 | 護岸 | |
| 113 | 江津市 | 浅利港海岸 | あさり | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 114 | 江津市 | 塩田海岸 | しおだ | 水産庁 | 900 | 559 | - | - | 離岸堤 | |
| 115 | 江津市 | 江津港海岸 | ごうづ | 港湾局 | 2,810 | 2,791 | 4.5 | - | 護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ | 事業完了 |
| 116 | 江津市 | 和木波子海岸 | わきはし | 水産庁 | 4,705 | 2,015 | 4.5 | - | 護岸、突堤、人工リーフ、消波工 | 新設(事業実施中) |
| 117 | 江津市 | 波子港海岸 | はし | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 118 | 江津市 | 向の浜海岸 | むきのはま | 水産庁 | 573 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 119 | 浜田市 | 国分久代海岸 | こくぶんしろ | 水産庁 | 3,970 | 410 | - | - | 離岸堤 | |
| 120 | 浜田市 | 唐糠港海岸 | とうがね | 水産庁 | 1,043 | 1,020 | 2.9 | 3.9 | 護岸 | |
| 121 | 浜田市 | 生瀬港海岸 | うぶせ | 港湾局 | 75 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 122 | 浜田市 | 浜田港海岸 | はまた | 水産庁 | 2,344 | 1,685 | 2.1 | 6.4 | 護岸、離岸堤 | 事業完了 |
| 123 | 浜田市 | 浜田港海岸 | はまた | 港湾局 | 2,216 | 1,308 | 2.6 | - | 護岸、突堤、離岸堤 | |
| 124 | 浜田市 | 浜田港(日國)海岸 | はまたひなし | 港湾局 | 874 | 400 | 2.6 | - | 護岸 | 事業完了 |
| 125 | 浜田市 | 津屋港海岸 | つま | 水産庁 | 388 | 373 | 3.4 | - | 護岸、消波工 | |
| 126 | 浜田市 | 青口海岸 | あおぐち | 水産庁 | 860 | 120 | - | - | 消波工 | |
| 127 | 浜田市 | 折原港海岸 | おりはら | 水産庁 | 653 | 258 | 4.9 | - | 護岸、離岸堤、消波工 | 新設(未着手) |
| 128 | 浜田市 | 吉浦港海岸 | よしうら | 港湾局 | 177 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 129 | 浜田市 | 今瀬(大瀬)港海岸 | いまうら(たいま) | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 130 | 浜田市 | 福浦港海岸 | ふく浦 | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 131 | 浜田市 | 古瀬港海岸 | ふるみなと | 水産庁 | 205 | 98 | 2.4 | 3.7 | 護岸、消波工 | |
| 132 | 浜田市 | 三國港海岸(湊浦地区) | みすみ | 港湾局 | 1,068 | 1,216 | 4.5 | - | 護岸、突堤、離岸堤 | 新設(未着手) |
| 133 | 浜田市 | 三國港海岸(湊浦地区) | みすみ | 港湾局 | 219 | 200 | 4.5 | - | 護岸 | 新設(未着手) |
| 134 | 浜田市 | 三國港海岸(松原地区) | みすみ | 港湾局 | 342 | 100 | 5.0 | - | 護岸 | 新設(未着手) |
| 135 | 浜田市 | 須津港海岸 | すづ | 水産庁 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 136 | 益田市 | 土田港海岸 | つちだ | 水産庁 | 440 | 321 | 3.5 | 3.6 | 護岸、突堤 | 事業完了 |
| 137 | 益田市 | 大浜港海岸 | おおはま | 水産庁 | 1,258 | 785 | 3.9 | 4.4 | 堤防、護岸、離岸堤、消波工 | |
| 138 | 益田市 | 木部港海岸 | きべ | 水産庁 | 804 | 727 | 2.9 | 4.7 | 護岸、突堤、離岸堤 | 事業完了 |
| 139 | 益田市 | 津田港海岸 | つだ | 水産庁 | 925 | 790 | 1.9 | 4.5 | 護岸、離岸堤 | 事業完了 |
| 140 | 益田市 | 遠田港海岸 | とくだ | 港湾局 | 225 | 155 | 3.5 | - | 護岸 | 新設(未着手) |
| 141 | 益田市 | 遠田海岸 | とくだ | 水産庁 | 1,650 | 647 | 4.7 | - | 護岸、離岸堤、消波工 | |
| 142 | 益田市 | 中瀬海岸 | なかつ | 水産庁 | 890 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 143 | 益田市 | 益田港海岸 | ますだ | 港湾局 | 1,156 | 0 | - | - | 施設なし | 新設(未着手) |
| 144 | 益田市 | 益田港海岸 | ますだ | 港湾局 | 1,421 | 1,360 | 4.7 | - | 護岸、離岸堤 | 新設(未着手) |
| 145 | 益田市 | 持石港海岸 | もちいし | 港湾局 | 347 | 65 | 4.7 | - | 護岸 | 新設(未着手) |
| 146 | 益田市 | 持石海岸 | もちいし | 水産庁 | 3,477 | 3,025 | 4.7 | - | 護岸、突堤、人工リーフ、消波工 | 事業完了 |
| 147 | 益田市 | 高阿弥海岸 | たかあみ | 水産庁 | 1,009 | 90 | 4.7 | - | 護岸 | |
| 148 | 益田市 | 高阿弥港海岸 | たかあみ | 港湾局 | 0 | 0 | - | - | 施設なし | |
| 149 | 益田市 | 小浜海岸 | こはま | 水産庁 | 2,281 | 1,814 | 4.7 | - | 護岸、人工リーフ、消波工 | 事業完了 |
| 150 | 益田市 | 小浜港海岸 | こはま | 水産庁 | 385 | 366 | 2.9 | 4.7 | 護岸 | |
| 151 | 益田市 | 飯瀬港海岸 | いひのうら | 水産庁 | 350 | 242 | 1.9 | 5.4 | 護岸、突堤、離岸堤 | 事業完了 |

【所管】
 水管理国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

3 - 2 添付図

(注釈)

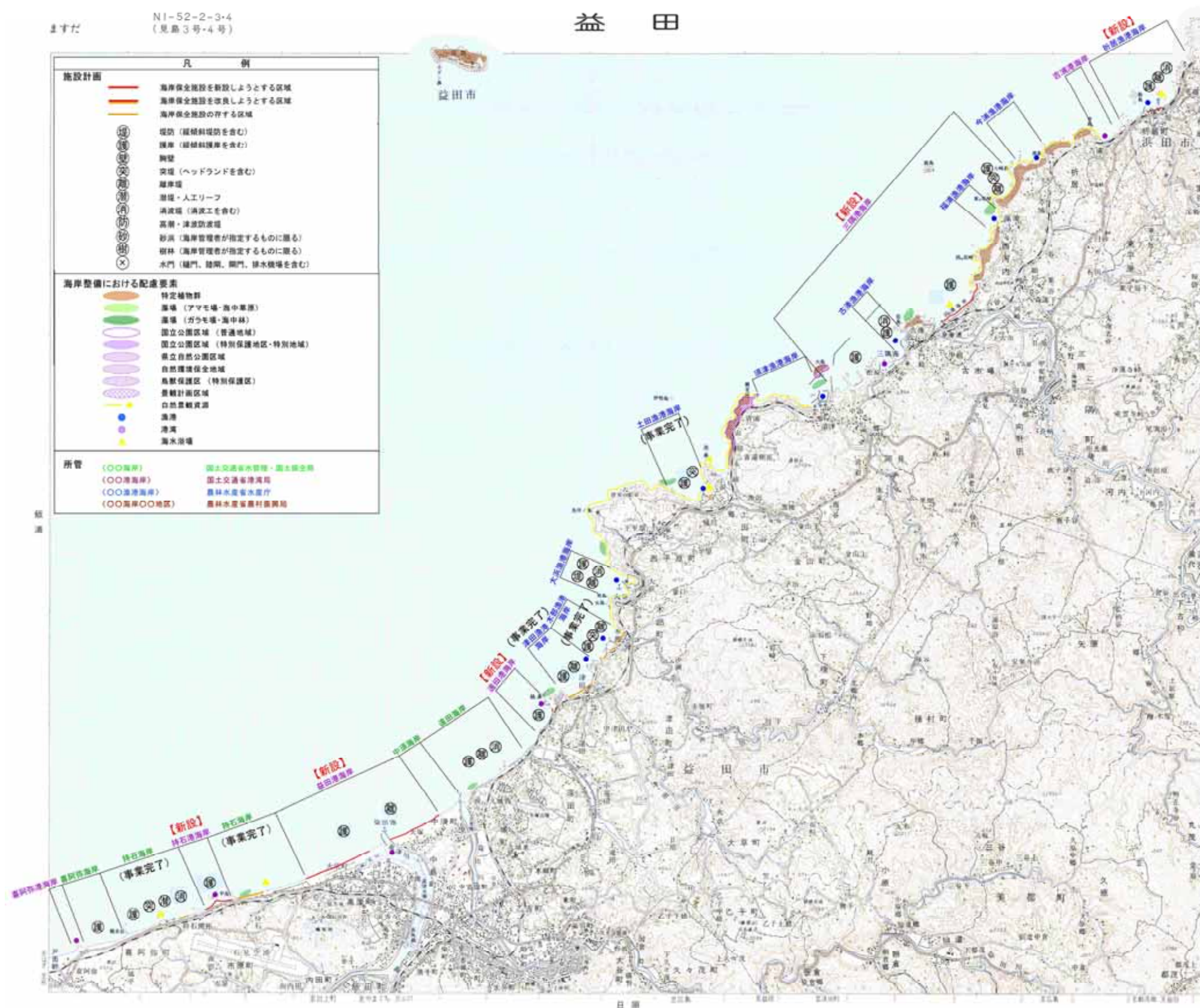
本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。

記載内容

| 項目 | 記載内容 |
|-------------------|--|
| 特定植物群落 | 確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4~9年度調査) |
| 藻場 | 確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4~9年度調査) |
| 自然公園区域 | 該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在) |
| 自然環境保全地域 | 該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在) |
| 鳥獣保護区 (特別保護区) | 該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成21年3月現在) |
| 景観計画区域 | 該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在) |
| 自然景観資源 | 抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成24年3月現在) |
| 漁港・港湾 | 当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成26年3月現在) |
| 海水浴場 | 主要な海水浴場を示している。 (平成26年3月現在) |
| 所管 | 所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成29年3月現在) |
| 施設の存する区域 | 平成21年4月から平成29年3月までの間に海岸事業が完了した区域 (平成29年3月現在) |
| 施設を新設(改良)しようとする区域 | 海岸事業が実施中および今後着手予定の区域 (平成29年3月現在) |

益田

| 凡 例 | |
|--------------|----------------------|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 |
| | 海岸保全施設の存する区域 |
| | 堤防 (緩傾斜堤防を含む) |
| | 護岸 (緩傾斜護岸を含む) |
| | 胸壁 |
| | 突堤 (ヘッドランドを含む) |
| | 離岸堤 |
| | 遊堤・人工リーフ |
| | 消波堤 (消波工を含む) |
| | 高潮・津波防護堤 |
| | 砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る) |
| | 樹林 (海岸管理者が指定するものに限る) |
| | 水門 (樋門、閘門、排水機場を含む) |
| 海岸整備における配慮要素 | |
| | 特定植物群 |
| | 藻場 (アマモ場・海中草類) |
| | 藻場 (ガウモ場・海中林) |
| | 国立公園区域 (普通地域) |
| | 国立公園区域 (特別保護地区・特別地域) |
| | 国立自然公園区域 |
| | 自然環境保全地域 |
| | 鳥獣保護区 (特別保護区) |
| | 景観計画区域 |
| | 自然景観資源 |
| | 漁港 |
| | 埠頭 |
| | 海水浴場 |
| 所管 | |
| | 国土交通省水管理・国土保全部 |
| | 国土交通省港湾局 |
| | 農林水産省水産庁 |
| | 農林水産省農村振興局 |

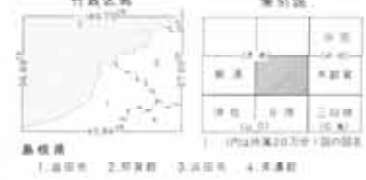


記号

| | |
|--|----------------------|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 |
| | 海岸保全施設の存する区域 |
| | 堤防 (緩傾斜堤防を含む) |
| | 護岸 (緩傾斜護岸を含む) |
| | 胸壁 |
| | 突堤 (ヘッドランドを含む) |
| | 離岸堤 |
| | 遊堤・人工リーフ |
| | 消波堤 (消波工を含む) |
| | 高潮・津波防護堤 |
| | 砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る) |
| | 樹林 (海岸管理者が指定するものに限る) |
| | 水門 (樋門、閘門、排水機場を含む) |
| | 特定植物群 |
| | 藻場 (アマモ場・海中草類) |
| | 藻場 (ガウモ場・海中林) |
| | 国立公園区域 (普通地域) |
| | 国立公園区域 (特別保護地区・特別地域) |
| | 国立自然公園区域 |
| | 自然環境保全地域 |
| | 鳥獣保護区 (特別保護区) |
| | 景観計画区域 |
| | 自然景観資源 |
| | 漁港 |
| | 埠頭 |
| | 海水浴場 |
| | 国土交通省水管理・国土保全部 |
| | 国土交通省港湾局 |
| | 農林水産省水産庁 |
| | 農林水産省農村振興局 |



1. 図形はユニバーサルメルカトル図法、投影等は等積投影、中央子午線は東経129°
2. 図形に付した座標は経緯度座標(秒)の目盛
3. 高さの基準は東京湾の平均海面
4. 等高線の間隔は20メートル
5. 磁針方位は西偏約7°10'
6. 図式は平成元年1:50,000地形図図式



明治32年測量
昭和45年編纂
平成5年修正
資料：平成4年修正測量(1:25,000地形図)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平21第1号)

益田

平成7年3月1日発行 (4色刷) 2冊
発行所：国土地理院 357-1 福岡市東区

付図のサンプル：海岸保全区域および施設整備状況 (図郭：益田)

第3編 その他重要事項、留意事項

海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の取り組みにおいて特に留意すべき事項を以下に示す。

第1章 その他重要事項

1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

(1) 一体的・計画的な防災・減災対策の推進

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

(2) 海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングを行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。

(3) 広域的な海岸利用への配慮

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

さらに、近年、洪水や高波等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

1 - 2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。

(1) 災害に強い地域づくり

災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

(2) 海岸美化、希少動植物の保護

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。

(3) 適正な海岸利用の促進

適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。

(4) 海岸愛護の普及、人材育成

こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実に努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。

第2章 今後の取り組みにおける留意事項

2-1 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

2-2 関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

2-3 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得るよう努める。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。

2-4 計画の見直し

地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて、島根沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

また、海岸保全施設の整備計画について、地形の急激な変化等により計画の変更が生じた場合には基本的事項にのっとり海岸管理者が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、施設の整備内容の見直しを行う。

(参考)

| 決定及び経緯経過 | | | |
|----------|----|------------|--|
| 区分 | 決定 | 年月日 | 備考 |
| 決定 | 決定 | 平成15年3月26日 | |
| | 施行 | 平成15年3月26日 | |
| 改定第1回 | 決定 | 平成19年3月20日 | 海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸) |
| | 施行 | 平成19年3月20日 | |
| 改定第2回 | 決定 | 平成21年3月31日 | 海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、 水産庁6海岸、農村振興局1海岸) |
| | 施行 | 平成21年3月31日 | |
| 改定第3回 | 決定 | 平成29年3月予定 | 施設設計上のレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 |
| | 施行 | 平成29年3月予定 | |